

平成 20 年度業務実績に対する政独委二次評価における指摘事項に関する実績等

	指摘事項等	実績等	評価・意見等
1	<p>< 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保 > <u>審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）</u>に留意した検証が評価結果において言及されていない等の状況がみられた。</p>	<p>入札及び契約過程の並びに契約内容の透明性を確保するため、監事（2 人）及び外部有識者（3 人）で構成する「独立行政法人国民生活センター契約監視委員会」を設置した。</p> <p style="text-align: right;">* 業務実績報告書 P12 参照</p>	左記の通り適切に対応されている。
2	<p>< 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保 > <u>契約事務の一連のプロセスに留意した検証が評価結果において言及されていない等の状況がみられた。</u></p>	<p>事業部署が行う予定価格が 10 万円を超える随意契約については、経理部署に契約稟議書の全てを回議し、契約方式及び契約内容等の妥当性の審査を行い、契約責任者（代行者）の決裁を行っている。また、一般競争入札（企画競争・公募を含む。）については、経理部署が、事業部署が作成した仕様書等審査を行い、入札公告及び予定価格の積算等の入札から落札までの一連の事務手続きを行っている。</p> <p>なお、予定価格が 100 万円を超える契約については、監事にも回付し、契約の適正性を図っている。さらに、内部監査により随意契約の事務手続きが適正かつ妥当に執行されたかの監査を行っている。</p> <p style="text-align: right;">* 業務実績報告書 P13 参照</p>	左記の通り適切に対応されている。
3	<p>< 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保 > <u>執行・審査の担当者（機関）の相互けん制</u>に留意した検証が評価結果において言及されていない等の状況がみられた。</p>	<p>○ 入札及び契約過程の並びに契約内容の透明性を確保するため、監事（2 人）及び外部有識者（3 人）で構成する「独立行政法人国民生活センター契約監視委員会」を設置した。</p> <p>○ 事業部署が行う予定価格が 10 万円を超える随意契約については、経理部署に契約稟議書の全てを回議し、契約方式及び契約内容等の妥当性の審査を行い、契約責任者（代行者）の決裁を行っている。また、一般競争入札（企画競争・公募を含む。）については、経理部署が、事業部署が作成した仕様書等審査を行い、入札公告及び予定価格の積算等の入札から落札までの一連の事務手続きを行っている。</p> <p>なお、予定価格が 100 万円を超える契約については、監事にも回付し、契約の適正性を図っている。さらに、経理部署以外の職員による内部監査により、随意契約の事務手続きが適正かつ妥当に執行されたかの監査を行っている。</p> <p style="text-align: right;">* 業務実績報告書 P12、13 参照</p>	左記の通り適切に対応されている。
4	<p>< 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保 > <u>審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方</u>に留意した検証が評価結果において言及されていない等の状況がみられた。</p>	<p>「独立行政法人国民生活センター契約監視委員会設置規則」において、「契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定理由・入札の経緯、随意契約の理由・経緯等について審議を行い、必要な意見の具申を行う。」と規定している。また、内部監査報告については、理事長に文書により内部監査結果を報告することで、これら体制の実効性を図ることとしている。</p> <p style="text-align: right;">* 業務実績報告書 P13 参照</p>	左記の通り適切に対応されている。

	指摘事項等	実績等	評価・意見等																														
5	<p><随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等> 随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、<u>随意契約見直し計画の実施・進ちよく状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにすべきである。</u></p>	<p>平成19年12月に策定した随意契約見直し計画の進捗状況は、以下のとおり。情報処理システム等の切り替え時に一般競争入札に移行することとした3件を除き、全て一般競争入札に移行した。</p> <p>(参考) 随意契約見直し計画の進捗状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">18年度</th> <th colspan="2">19年度</th> <th colspan="2">20年度</th> <th colspan="2">21年度</th> <th colspan="2">見直し計画</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53</td> <td>13.0</td> <td>27</td> <td>10.4</td> <td>18</td> <td>9.8</td> <td>11</td> <td>8.6</td> <td>8</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">* 業務実績報告書 P13 参照</p>	18年度		19年度		20年度		21年度		見直し計画		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	53	13.0	27	10.4	18	9.8	11	8.6	8	0.6	左記の通り適切に対応されている。
18年度		19年度		20年度		21年度		見直し計画																									
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																								
53	13.0	27	10.4	18	9.8	11	8.6	8	0.6																								
6	<p><契約の第三者委託> <u>一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言えない状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。</u></p>	<p>「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱について」を制定し、一括再委託の禁止、再委託の承認及び履行体制の把握及び報告徴収について規定し、当該契約を行う場合の適正な履行を図ることとした。なお、当該契約の実績はない。</p> <p style="text-align: right;">* 業務実績報告書 P13 参照</p>	左記の通り適切に対応されている。																														
7	<p><一般競争入札における1者応札> <u>評価結果において、1者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されていない。</u></p>	<p>一般競争入札における1者応札については、以下のとおりであり、一般競争入札に占める1者応札割合は減少した。また、平成20年度契約の見直し関連で、1者応札案件については、契約監視委員会に、「公告期間の延長」や「公告実施時期の繰上げ」等の改善内容を説明し、点検を実施した。引き続き、一般競争入札にあたり、真に競争性を確保する観点で仕様書内容及び入札参加条件等の検証を行うこととする。</p> <p>(参考) 一般競争入札における1者応札の状況 (上段：件数、下段：金額、億円)</p> <p style="text-align: right;">(上段：件数、下段：金額、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成20年度</th> <th colspan="3">平成21年度</th> <th rowspan="2">増減</th> <th rowspan="2">割合増減</th> </tr> <tr> <th>一般競争入札件数</th> <th>一般競争入札にける1者応札数</th> <th>一般競争入札における1者応札割合</th> <th>一般競争入札件数</th> <th>一般競争入札にける1者応札数</th> <th>一般競争入札における1者応札割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48</td> <td>12</td> <td>25.0%</td> <td>55</td> <td>7</td> <td>12.7</td> <td>△5</td> <td>△12.3</td> </tr> <tr> <td>12.4</td> <td>1.3</td> <td>10.4%</td> <td>23.6</td> <td>4.7</td> <td>19.9</td> <td>3.5</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">* 業務実績報告書 P14 参照</p>	平成20年度			平成21年度			増減	割合増減	一般競争入札件数	一般競争入札にける1者応札数	一般競争入札における1者応札割合	一般競争入札件数	一般競争入札にける1者応札数	一般競争入札における1者応札割合	48	12	25.0%	55	7	12.7	△5	△12.3	12.4	1.3	10.4%	23.6	4.7	19.9	3.5	9.5	左記の通り適切に対応されている。
平成20年度			平成21年度			増減	割合増減																										
一般競争入札件数	一般競争入札にける1者応札数	一般競争入札における1者応札割合	一般競争入札件数	一般競争入札にける1者応札数	一般競争入札における1者応札割合																												
48	12	25.0%	55	7	12.7	△5	△12.3																										
12.4	1.3	10.4%	23.6	4.7	19.9	3.5	9.5																										

	指摘事項等	実績等	評価・意見等
8	<p><一般競争入札における1者応札> 平成19年度に比べて1者応札割合が増加しているが、原因等について評価結果において言及されていない。</p>	<p>一般競争入札における1者応札については、上記のとおりであり、一般競争入札に占める1者応札割合は減少した。</p> <p style="text-align: right;">* 業務実績報告書P14 参照</p>	<p>左記の通り適切に対応されている。</p>
9	<p><給与水準に影響する諸手当の適切性> 給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、<u>国と異なる諸手当<期末手当(期末特別手当)、勤勉手当>を支給する理由</u>を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。 －職務別加算や成績率の支給割合や、支給額算定方法が国と異なっている－</p>	<p>当センターは、国家公務員の期末手当・勤勉手当に相当するものとして、特別手当を支給している。平成21年度は国と全く同じ支給率(月数)で支給した。</p> <p>国の勤勉手当と同様の主旨の手当として、すでに毎月の給与において職員の業績評価結果に基づく業績手当(業績手当については下記「10.」を参照)を支給しており、特別手当の支給においても、この業績手当に基づく算定方法を取り入れている。このため、特別手当は、国の期末手当に相当する算定方法(職務別加算等)の部分と業績手当に基づく算定方法の部分とに分けることができ、国の期末手当、勤勉手当と同様な考え方で構成されている。これらの合計に支給月数を乗じ、さらに、規程による在職期間、勤務期間を加味して支給額を決定している。</p>	<p>左記の説明によれば、特別手当は国家公務員の期末手当・勤勉手当に相当するものであり、かつ、国と全く同じ支給率(月数)で支給されている。そして、規程による在職期間・勤務期間を加味する等の支給額の算定方法が、国の計算方法と比して有利なものとなっているのでないのであれば、現行の諸手当も不適切なものということとはできない。</p>
10	<p><給与水準に影響する諸手当の適切性> 給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、<u>法人独自の諸手当<業績手当>を支給する理由</u>を検証した上で、その適切性について評価結果において明らかにすべきである。</p>	<p>当センターでは、独立行政法人通則法第63条「特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」を踏まえ、平成17年度に業績評価制度に基づく業績手当を導入した。そして、平成17年度の業務実績に関する総合評価において「平成17年4月から目標管理に基づく業績手当制度を導入した」との評価を受け、平成18年度の総合評価においても「業績手当制度導入と円滑な運用により、職員の士気の向上につながることを期待したい」との評価を得た。その上で、平成15～19年度の中期目標期間の業務実績に関する評価における「法人の長等の業務運営状況」の評価において、「業務の効率的・効果的推進を図るため、業績手当制度の導入、職員の意識改革などを進めるとともに、人材の適切な活用などの確かな業務運営を行ったと認められる」と、業績手当の導入とその運用について肯定的評価を得ているところである。</p> <p>なお、業績評価制度の導入に当たっては、それまでの特別都市手当(国の地域手当に相当する)を廃止し、その財源を業績手当に充当した。</p>	<p>左記のとおり、業績手当での支給は不適切とはいえない。</p>

	指摘事項等	実績等	評価・意見等
11	<p><法定外福利費> 多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。</p> <p>－国民生活センターは慶弔見舞金、永年勤続表彰等の個人に対する給付等に係る事業に対する法人からの支出（互助組織が法人からの補助（包括補助を含む。）を受けて行う支出も含む。）について指摘を受けている。－</p> <p>実施主体：法人、支出額：332千円、内容：供花、弔電費用・永年勤続表彰</p>	<p>「永年勤続表彰制度」については、平成22年度以降、法人支出を廃止することを含めて検討することとする。</p> <p>供花・弔電については、長年の慣例により、原則として、①供花は、役職員本人及び配偶者、本人の父母及び子供、特別顧問を対象とし、②弔電は、役職員本人及び配偶者、本人の父母及び子供、配偶者の父母、特別顧問、各種委員会委員（規程に載っているもの）を対象とし、一定の範囲に限ってきたが、所管官庁の動向も踏まえながら検討することとしている。</p> <p>なお、慶弔見舞金は出していない。</p>	<p>時代の要請に合わせ、法人支出は廃止する（互助組織による運営に委ねる）方向での見直しが望ましい。</p>

（記載要領）指摘事項等は政独委二次評価における指摘を記載している、実績等は指摘事項等について国民生活センターにおける実績等について記載している。